

今月号では、協同組合 山九ハイウェイセンターの代表理事を務められる藤井新治氏、専務理事の店村圭祐氏、事務長の畑中勢津子氏にお話を伺いました。

協同組合 山九ハイウェイセンター

主要事業

油類等の共同購買、高速道路通行料金の共同精算、セミナー・講習会開催等

所在地

〒753-0212 山口県山口市下小鯖 57-1
TEL:083-927-2691
FAX:083-927-6922

代表

藤井 新治（代表理事）

E-mail

office@sankyuhc.com

会社URL

<https://www.sankyuhc.com/>



●会社沿革

- 1990年12月 協同組合山口ハイウェイセンターとして設立
- 1992年4月 協同組合山九ハイウェイセンターに変更
- 2005年4月 ETCコーポレートカード事業を開始
- 2007年1月 フリーカード事業を開始
- 2018年1月 下小鯖に事務センターを開設

●会社概要

協同組合山九ハイウェイセンターは、通行料金の共同精算や燃料等の共同購買、道路交通法改正等に関する講習会などの実施を通して、組合員の皆様を支援しています。中小企業を中心に、2021年12月時点で全国の1,712社が組合に加入しています。

協同組合の名前にある「山九」は山口・九州のことを指します。最初は山口県内のみで事業を始めましたが、徐々に活動範囲を広げ、現在では全国に組合員を持つ全国規模の協同組合となりました。

かつては運送業を営まれる組合員の方が多くいらっしゃいましたが、今では時間を短縮させて回転率を上げるように高速道路を利用される方が増えているため、様々な業種の方が組合に入られています。

協同組合は利益を追求するのではなく、中小企業者などが集まり組合員となって、お互いに助け合うことを目指して設立される組織です。相互扶助で協同して事業を行うことにより、中小企業等の経営合理化を図ります。

当組合の場合、通行料の共同精算事業をしていますが、

高速道路の運営などを手掛けるNEXCO（ネクスコ、東・中・西日本高速道路株式会社）が発行する高速道路通行料金の割引カードは、売上金額の規定や保証金の積み立てが必要であることなどから、中小企業がそれぞれの会社で発行するには制限が高いことがネックになります。そこで組合を立ち上げることにより、より多くの企業が活用できるようにし、カード発行に付随する事務を請け負うことで各社の業務効率化を目指せるようにしました。

当組合がNEXCOと契約することにより、組合員はスケールメリットを上乗せした割引を受けることが出来ます。各種共同事業を利用させていただくため、一法人一万円の出資をして組合員になっていただいています。



事務センター外観



事務所内の様子

●当組合の特徴 ～ 相互扶助、運輸面から中小企業を支援 ～

当組合の主な事業のひとつである高速道路通行料金の共同精算は、組合員に料金後納カードを貸与して1カ月単位でまとめて支払えるようにし、割引やポイント還元を受けられるようにする事業です。利用できるカードは、ネクスコが発行する「ETCコーポレートカード」と民間のクレジット会社が発行する「フリーカード」の2種類があります。



ETCコーポレートカード



フリーカード

発行には複数の条件がありますが、通行料に一台当たり月3万円以上を支払う場合はETCコーポレートカードを、3万円未満であればフリーカードを発行します。

ETCコーポレートカードは会社名義の車両のみで利用でき、カード1枚ごとに車両が限定され他の車での使用は認められないものの、割引率が高いというメリットがあります。フリーカードは誰の名義でも、どの車でも使うことができ、使い回しが可能です。フリーカードは山九ハイウェイセンターのロゴ入りのオリジナルになっています。

通行料の共同精算のほか、法人向けに安く給油できる燃料カードも取り扱っており、全国約1万3,000カ所のエネオスで利用可能なものなどがあります。

当組合では、このようなカードの申込および紛失や磁気不良、その他の事務作業を請け負っており、各社の負担が減るようにしています。

また各エリアで年4回以上の講習会やセミナー、勉強会も開催しています。8月には2022年4月に施行された道路交通法改正内容に沿って「白ナンバーアルコールチェック義務化 飲酒運転対策セミナー」や、ドライバーの時間外労働上限規制が2024年4月から適用されることに伴い「2024年問題に向けた対策と事例～トラック運送会社のこれから想定される労務リスクに備えるために～」というタイトルでオンラインセミナーを実施しました。



エネオスFCカード



研修会場にもなる事務センター2階の施設

近年、飲酒運転による凄惨な事故が引き起こされたことで社用車を5台以上保有していればアルコールチェックが義務化されたり、働き方改革の観点から長時間の運転が規制されたりするような動きがあります。毎年様々なテーマで、その時の状況に合わせて、厳しくなっていく施策に対応していくためのセミナーを開いています。組合員の方の関心は高く、リモートでやるとなると各企業の各拠点から直接参加できますから、申込が殺到することもあります。

そのほか共同購買の一環で、自動車のリース事業「オートリース」も行っています。利用者が希望される自動車を代わりに購入して、毎月リース代をいただきながら一定期間賃貸するシステムです。

●今後の展開 ～ 課題意識を持ち、中小企業のために汗をかき ～

新型コロナウイルスが感染拡大する以前は、山口のみならず、東京、大阪、福岡など全国各地で車両制限令の講習会などを実施していました。現在は感染状況を鑑みてリモート開催で対応することを余儀なくされていますが、状況が落ち着き次第、各地に赴いて実施していきたいです。

お盆とお正月前には一般道路にあるトラックを駐車して休めるようなパーキングスペースの清掃活動もしていました。こちらも感染リスクを懸念して中止していますが、状況を見て再開したいと思っています。

今後も中小企業をはじめとする組合員の皆様のために汗をかき、人の役に立ち、喜ばれるような応援をしていきたいです。常に課題意識を持って、組合員の皆様が抱えられている課題を解決できるように取り組んでいきたいと考えています。